

○日本育英会会計規程施行細則

平成14年9月30日

達第1053号

日本育英会会計規程（達第771号）の施行細則を次のように定める。

（趣旨）

第1条 日本育英会会計規程（昭和59年10月15日達第771号。以下「規程」という。）第66条に基づき、規程を実施するために必要な事項については、この施行細則に定めるところによる。

（勘定科目）

第2条 規程第4条第1項に規定する貸借対照表及び損益計算書における一般勘定及び特別勘定の勘定科目については別表「勘定科目表」に定める科目とする。

（物品及び建物の損害保険）

第3条 規程第7条第3号及び第4号に規定する損害保険は、次の各号に定める方法によるものとする。

- (1) 物品については、別記第1「物品の火災保険金額算定基準」に基づいて算出した額の火災保険
- (2) 建物については、別記第2「建物の火災保険金額算定基準」に基づいて算出した額の火災保険

（出納職員及び契約担当者の指定）

第4条 規程第9条に規定する出納役及び規程第10条第1項に規定する出納主任は、次の各号に定める職にある者をもって充てるものとし、別に辞令を用いることなく任命されたものとする。

- (1) 出納役は、本部においては経理部長とし、支所においては支所長とする。
 - (2) 出納主任は、本部においては会計課長とし、支所においては総務課長とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、規程第5条、第10条、第48条、第49条、第50条第2項、第51条第2項及び第52条第2項については、主計課の所掌に係るものに限り、主計課長が本部の出納主任になるものとする。
- 3 出納役及び出納主任の代理は、次の各号に定める職にある者をもって充てるものとし、別に辞令を用いることなく任命されたものとする。
- (1) 規程第11条に規定する出納役代理は、本部においては主計課長とし、支所においては総務課長とする。
 - (2) 規程第11条に規定する出納主任代理は、本部においては会計課出納係長とし、支所においては総務課課長補佐とする。
 - (3) 第2項の本部の出納主任に係る事務代理は、主計課課長補佐とする。
- 4 規程第19条に規定する契約担当者代理は、本部においては会計課長を、支所においては総務課長をもって充てるものとし、別に辞令を用いることなく任命されたものとする。
- 5 前項の代理は次の各号の一に該当する場合に、出納役、出納主任又は契約担当者

(以下「出納役等」という。)の事務を代理する。

- (1) 出納役等として指定された職にある者が欠けたとき
- (2) 出納役等として指定された職にある者が休職を命ぜられたとき
- (3) 出納役等として指定された職にある者が長期の出張、休暇等の事由によりその職務を行うことができないとき

(積立金)

第5条 規程第61条に規定する積立金は、基金利子積立金、育英寄付金積立金、学資金補填積立金及び学資金充当済積立金とする。

2 恩賜基金利息は、第一種学資金に充てるため、毎事業年度末日において基金利子積立金として積み立てなければならない。

3 育英寄付金及び育英寄付金利息は、第一種学資金に充てるため、毎事業年度末日において育英寄付金積立金として積み立てることができる。

4 第一種学資金延滞金収入は、文部科学大臣の認可又は承認を受け支出に充てる額を除き、第一種学資金に充てるため、毎事業年度末日において学資金補填積立金として積み立てることができる。

5 第2項から第4項までに規定する積立金を取りくずし、学資金の貸与に充てた場合は、当該積立金を取りくずした額を学資金充当済積立金として整理する。

6 積立金は、文部科学大臣の認可または承認を受けた場合のほか取りくずすことができない。

附 則

この施行細則は、平成14年9月30日から施行する。

別表 勘定科目表

貸借対照表勘定科目表

1 一般勘定

借方			貸方		
A	B	C	A	B	C
流動資産	現金・預金 有価証券 仮払金 前払費用 未収収益 未収金 その他の流動 資産		流動負債	短期借入金 未払金 前受金 未払費用 預り金 前受収益 仮受金 その他の流動 負債	
固定資産	貸付金		固定負債		

		第一種学資金		長期借入金	
	有形固定資産	建物		退職給与引当金	
		構築物		貸倒引当金	
		車両・運搬具		資産見返補助金	
		工具・器具・備品		その他の固定負債	
		土地			
	投資その他の資産		減価償却累計額		
		長期前払費用		減価償却累計額	
		敷金・保証金			建物減価償却累計額
繰延資産					構築物減価償却累計額
	返還免除繰延資産				
					車両・運搬具減価償却累計額
本部支所勘定					工具・器具・備品減価償却累計額
	本部勘定				
	支所勘定				
		東京支所勘定			
		名古屋支所勘定			
		大阪支所勘定			
欠損金			資本金		
	欠損金			基金	
		繰越欠損金			政府出資金
		当期損失金	剰余金		
				資本剰余金	
				利益剰余金	
					積立金
					当期利益金

2 特別勘定

借方			貸方		
A	B	C	A	B	C
流動資産	現金・預金 有価証券 仮払金 未収収益 未収金 その他の流動 資産		流動負債	短期借入金 未払金 未払費用 前受金 預り金 仮受金 その他の流動 負債	
固定資産	貸付金	第二種学資金	固定負債	日本育英会債 券 長期借入金 貸倒引当金 その他の固定 負債	
繰延資産	投資その他の 資産	長期性預金	資本金	基金	
本部支所勘定	返還免除繰延 資産 債券発行差金		剰余金		政府出資金
	本部勘定 支所勘定	東京支所勘定 名古屋支所勘 定 大阪支所勘定		利益剰余金	積立金 当期利益金
欠損金	欠損金	繰越欠損金 当期損失金			

損益計算書勘定科目表

1 一般勘定

借方			貸方		
A	B	C	A	B	C
経常費用	一般管理費		経常収益	補助金等収入	

		一般管理費 退職給与引当 金繰入 減価償却費			国庫補助金収 入
	貸倒損失 貸倒引当金繰 入 返還免除繰延 資産償却			借入金償還免 除益 貸倒引当金戻 入 資産見返補助 金戻入	
	事業外費用			事業外収益	受取利息 寄付金収入 有価証券売却 益 雑益
	事業費	有価証券売却 損 雑損			
		借入金利息 育英寄付金事 業費	特別利益		
特別損失	前期損益修正 損			前期損益修正 益 固定資産除却 益	
	固定資産売却 損		当期損失金	当期損失金	
	固定資産除却 損				
損益集合勘定	損益集合勘定				
当期利益金	当期利益金				

2 特別勘定

借方			貸方		
A	B	C	A	B	C
經常費用	事業費	借入金利息 債券利息 債券発行費	經常収益	事業収入 補助金等収入	貸付金利息 基金受取利息

	貸倒損失 貸倒引当金繰 入				国庫補助金収 入 政府補給金収 入
	返還免除繰延 資産償却			貸倒引当金戻 入	
	事業外費用			事業外収益	
		債券発行差金 償却			受取利息 有価証券売却 益 雑益
		有価証券売却 損 雑損			
損益集合勘定			当期損失金		
	損益集合勘定			当期損失金	
当期利益金	当期利益金				

別記第1

物品の火災保険金額算定基準

1 備品

取得価格5,000円以上の備品をいい、資産物品と費用物品との区別をしない。

2 保険金額は次の算式により算定する。

$$\text{保険金額} = \{ A - ((A \times (1 - 0.2)) / 2) \} \times (5 / 10) = (30 / 100) \times A$$

取得価格A

(算出根拠)

残存価格を20%とし、80%の1/2を毎年新規購入備品等を考慮して償却ずみとして残り40%に残存の20%を加え、その1/2を保険金額とする。

別記第2

建物の火災保険金額算定基準

1 耐用年数

鉄筋 事務所 100年

〃 住宅 80年

木造 50年

2 保険金額は次の算式により算定する。

$$\text{保険金額} = \{ (A \times B) - D \times ((A \times B) \times 0.8 / C) \} \times (7 / 10)$$

延坪A, 時価新築推定坪単価B, 耐用年数C, 経過年数D

(算出根拠)

時価新築推定額から経過年数により算出した償却額を控除して得た推定時価に調整係数 $7/10$ を乗じた額を保険金額とする。